

「チーム学校」を理解するために 実践編Ⅱ その② 模擬事例編

-関係機関との連携と虐待通告後の支援を考える-

愛知教育大学 教職キャリアセンター教育支援専門職研究部門 制作

安藤久美子(心理講座) 岩山絵理(福祉講座) 杉原里子(スクールソーシャルワーカー)

2024



「チーム学校」を理解するために 実践編Ⅱ その② 模擬事例編 関係機関との連携と虐待通告後の支援を考える

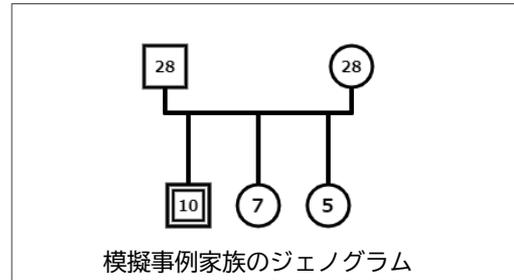
ここでは、ワークシート1、ワークシート2、情報シート、
参考資料1「学校生活での現れ」、参考資料2「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(簡易版)」
を使用しますので、お手元にご準備ください。

それでは、模擬事例編をはじめます。

基本情報

〈家族の紹介〉

父28歳、母28歳、
長男 小5(10歳)、長女 小2(7歳)
二女 保育園年中(5歳)の5人家族。
父は工場勤務、母はパートの事務職。



〈学校紹介〉

学区内に大きな公営住宅がある中規模校。1学年4クラス、特別支援学級2クラス、全校約700人。共働き世帯、ひとり親世帯が多い地域。

〈担任紹介〉

兄の担任は経験年数5年の男性、妹の担任は経験年数15年で学年主任の女性。



まずは、模擬事例の基本情報について説明します。

父28歳、母28歳、長男 小5(10歳)、長女 小2(7歳)、二女 保育園年中(5歳)の5人家族です。父は工場勤務、母はパートの事務職です。

学校は、学区内に大きな公営住宅がある中規模校です。1学年4クラス、特別支援学級2クラス、全校約700人が在籍しています。共働き世帯、ひとり親世帯が多い地域です。

担任については、兄の担任は経験年数5年の男性、妹の担任は経験年数15年で学年主任の女性です。

問題の発生

- 小学校で夏休み明けから、兄妹とも不登校傾向が続き、兄は妹より休むことが多く、10月になって、今週は1日も来ていない。保護者から欠席連絡の電話がなく休んでいる。学校から電話を入れると「体調不良で休みます」と言う。保護者からはかかってこない。

→兄の担任は管理職に相談し、夕方に家庭訪問をした

- インターホンの応答がなく、少し待っていると小学生の兄妹が二人でたくさんの荷物を抱えて帰ってきた。二人とも季節外れの薄汚れたTシャツで少しやつれた印象だった
- 「母はパートをたくさんしているのでいつ帰ってくるか分からない。父はずっと会社を休んで寝ている。これから保育園に妹を迎えに行く」
- 二人が扉を開けたときには異臭があり、ゴミ袋が玄関付近に積んであった。



→担任はすぐに管理職に報告し、学校は児童虐待を疑い、情報収集することにした

問題の発生について説明します。

小学校で夏休み明けから、兄妹とも不登校傾向が続き、兄は妹より休むことが多く、10月になって、今週は1日も来ていない状況です。

保護者から欠席連絡の電話がなく休んでいます。学校から電話を入れると「体調不良で休みます」と言いますが、保護者からはかかってくることはありません。このような状況について、兄の担任が管理職に相談し、夕方に家庭訪問をしました。

インターホンの応答がなく、少し待つて居ると小学生の兄妹二人がたくさんの荷物を抱えて帰ってきました。二人とも季節外れの薄汚れたTシャツで少しやつれた印象でした。

聞いてみると食料や日用品の買い物をしてきたといえます。

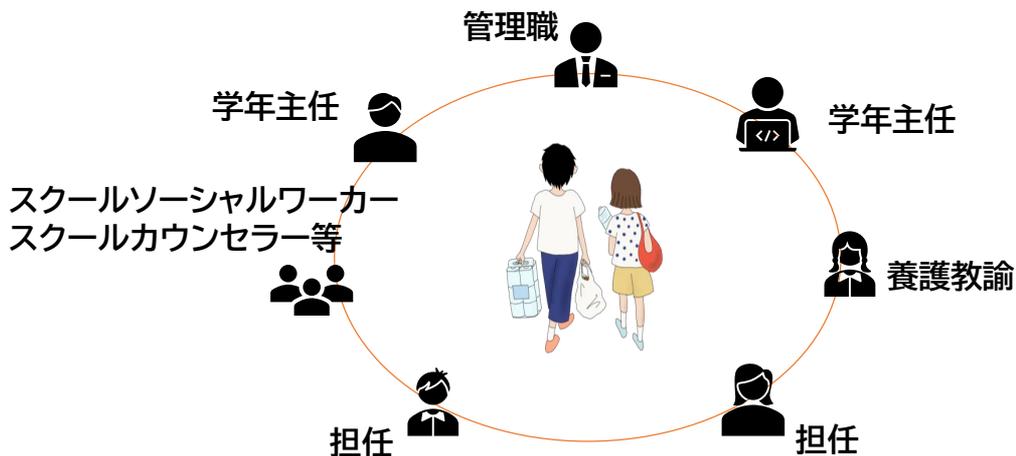
担任が「二人でたくさん買い物しているけど、お母さん、お父さんはどうしているの?」と聞いたら「お母さんはパートをたくさんしているのでいつ帰ってくるか分からない。

お父さんはずっと会社を休んで寝ている。荷物を置いてこれから保育園に妹を迎えに行く」といいます。

二人が扉を開けたときには異臭があり、ゴミ袋が玄関付近に積まれていました。

担任はすぐに管理職に報告し、学校は児童虐待を疑い、情報を収集することになりました。

チームとしての早期対応 メンバーの招集



→チームで情報収集・共有

文部科学省(2020)「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(簡易版)」P4図1より杉原作成

チームとしての早期対応 メンバーの招集

今回の模擬事例では、担任から報告を聞いた教頭は、校長に報告し、早期対応の打ち合わせのため、メンバーを招集し会議を開くことにしました。

メンバーは、教頭、兄の担任、5年生の学年主任、妹の担任でもある2年生の学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとなりました。参加者に家庭訪問の様子を報告した後、それぞれの情報を共有しました。

資料2の虐待対応の手引き(簡易版)7ページには、チームとしての早期対応のポイントとして、

「虐待事案は、児童相談所、市町村の(虐待対応担当課)のほか、警察、医療機関など複数の関係機関と情報を共有しつつ連携して対応することや、専門の機関による判断や対応が必要な場面が多く、また、長期化するものも少なくありません。

学校がそれらの専門機関と継続的に連携して対応するためには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。」

と書かれています。まず管理職がメンバーを立ち上げます。

チームで得られた情報を確認しましょう

- 小学校で得られた情報を兄の情報、妹の情報、母からの情報として整理しました。「情報シート」で確認してください。
- これらの情報を基にワークに取り組みます。



小学校で得られた情報を兄の情報、妹の情報、母からの情報として整理しました。
「情報シート」で確認してください。
これらの情報を基にワークに取り組みます。

ワーク① 情報収集と共有

1. 参考資料1 文部科学省「学校生活での現れ」を参考にして、情報シートの気になったところにマーカーを引きましょう。
2. ワークシート1に市町村(虐待対応担当課)に伝える情報を整理しましょう。
 - ①虐待が疑われる情報や発言
 - ②あなたがその情報や発言が気になった理由

※ここで、動画を一時停止してワークシートを完成させてください。
ワークシートが完成したら、動画を再生し次に進んでください。



ワークについて説明します。この模擬事例は虐待が疑われるため通告が必要なケースです。

まずは、参考資料1文部科学省「学校生活での現れ」を参考にして、情報シートの気になったところにマーカーで線を引きましょう。

次にワークシート1に市町村(虐待対応担当課)に伝える情報を整理します。虐待が疑われる情報や発言を記入し、あなたがその情報や発言が気になった理由についてワークシートに記入しましょう。

個人でワークに取り組む方は動画を一時停止して、ワークシートが完成したら動画を再生し、次に進んでください。

グループでワークに取り組んでいる方は動画を一時停止して、グループ内で意見交換をしてから動画を再生し、次に進んでください。

情報収集と共有(ワーク①記入例)

1. 虐待が疑われる情報や発言の例

	虐待が疑われる情報や発言	学校生活での現れ・気付き ※資料1
兄	4月は積極的であったが、5月連休明けから忘れ物が増え、発言も少なくなり、授業中もぼんやりしていた	・以前と違った様子が見られる
	夏休み後に欠席が増えはじめ、月曜日はほぼ来ない。 10月は1週間欠席。	・不登校や理由のはっきりしない遅刻が目立つ
	学校に来る日は給食をお代わりする朝食を食べていないと言う時がある	・給食をがつがつ食べるなど、食べ物への執着がある
妹	「僕がたまに保育園に 迎えに行く こともある」「ご飯は僕と上の妹がスーパーにお弁当を買いに行く。お金が足りなくて食べ物 <small>が</small> 少ししか買えないこともありお腹がすく」と語る	・子どもを放置して適切な世話をしない ・経済状態に不安がある
	1学期の終わりごろから休み時間に担任に甘え、独占して話したがる傾向が強くなった	・以前と違った様子が見られる
保護者	「父はずっと家で寝ていて、よくうるさいと叱られる」「怒鳴られる」と語る	・保護者の子どもとの関係で、大きな声で怒るなど威圧的である
	父はふさぎ込むようになり鬱と診断される。現在は休職中。	・精神状態が不安定、いら立っている ・病気になる ・経済状態について不安がある

このように多くの「学校生活での現れ・気付き」があります。

ワークシート1の記入例を示し、それに沿って解説します。

情報シートにまとめられていた、学校での子ども達の様子や子ども達や母の語りから見た家庭の様子について、参考資料1の「学校生活での現れ」に照らして確認してみると、

いくつも虐待が疑われる情報や発言を見つけることができました。

例えば兄は5月連休明け頃から忘れ物が増えたり、発言が少なくなったりと以前と違った様子が見られるようになります。資料では不登校や理由のはっきりしない遅刻が目立つとあります。

兄は「僕が末の妹を保育園に迎えに行くことがあることやご飯を兄妹だけでスーパーに買いに行っていることがある」という発言があります。資料では、子どもを放置して適切な世話をしていないとあります。

またお金が足りなくて食べ物が少ししか買えないこともあるという発言があります。資料では、経済状態に不安があるとあります。

学校に来る日は給食をお代わりすることがあり、担任は朝食を食べていないという発言を聞いています。資料では、給食をがつがつ食べるなど、食べ物への執着があるとあります。

妹も1学期の終わりごろから担任に甘えるようになるなど変化が見られます。資料では、以前と違った様子が見られるとあります。

父が家で寝ていてうるさいと叱られることがあると妹の発言があります。資料では、保護者が子どもたちに対して大きな声で怒るなど威圧的であるとあります。

母からは「父がふさぎ込むようになり鬱と診断された。現在は休職中である」と発

言があります。

資料では、保護者の精神状態が不安定、いら立っている、病気がある、経済状態について不安があるとあります。

このように、学校生活での表れや気付きがあります。

例にあげたエピソード以外にも、気になるところはあったと思います。

子どもに関わる人、それぞれの視点で気になることを共有すれば、ケースを多角的に理解し、それが子どもを守ることに繋がります。

チームでの対応の協議 通告もしくは情報提供するか

通告を判断するにあたってのポイント

- ・確証がなくても通告すること
(誤りであったとしても責任は問われない)
- ・虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ・保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ・通告は守秘義務違反にあたらないこと

文部科学省(2020)「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(簡易版)」P7



→虐待の疑いがあると判断し、管理職は市町村(虐待対応担当課)に通告をしました

次に、集めた情報をもとに対応を検討します。つまり、通告、もしくは情報提供をするか否かの判断です。

学校としては迷うところでしょうが、児童虐待の防止に関する法律第6条1項は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所

若しくは児童相談所または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」

と定めています。虐待が疑われた場合、通告する義務があります。

資料2 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(簡易版)7ページにおいて、通告を判断するにあたってのポイントは

- ・確証がなくても通告すること(誤りであったとしても責任は問われない)
- ・虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ・保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること
- ・通告は守秘義務違反にあたらないこと

と書かれています。

この模擬事例では、虐待の疑いがあると判断し、管理職は市町村(虐待対応担当課)に通告をしました。

児童相談所や市町村の役割

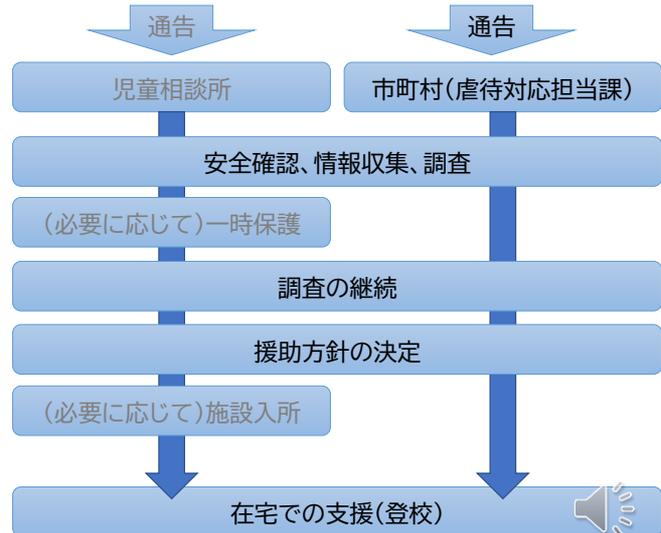
学校における虐待対応の流れ～通告まで～

児童相談所に通告する場合

- ① 明らかな外傷があり身体的虐待が疑われる
- ② 生命、身体の安全にかかわるネグレクトがあると疑われる
- ③ 性的虐待が疑われる
- ④ 子供が帰りたくないといった場合

それ以外の場合は、市町村の虐待対応担当課への通告となります。

⇒情報を整理したところ、今回の事例では虐待は疑われるものの①～④に該当しなかったため、**市町村の虐待対応担当課**に通告しました。



引用文献:文部科学省(2020)「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(簡易版)p4

次に学校からの通告先について説明します。

資料2 文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(簡易版)4ページの図に沿って解説します。

通告先は、児童相談所と市町村虐待対応担当課があります。その2つの役割を説明します。児童相談所に通告する場合は、

- ①明らかな外傷があり身体的虐待が疑われる

特に首から上の傷は、命にかかわることがあるので注意してください。

- ②生命、身体の安全にかかわるネグレクトがあると疑われる
- ③性的虐待が疑われる
- ④子供が帰りたくないといった場合

①～④に当てはまる場合は児童相談所及び警察にも通告すると手引きに記されています。

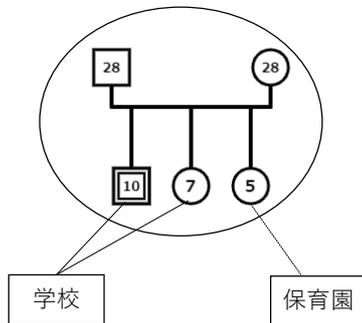
当てはまらない場合は市町村へ通告します。

地域によっては①から④に該当する場合でも、まず、市町村の虐待対応担当課へ通告し、市町村が児童相談所への通告をするという場合もありますので、各市町村の担当窓口や教育委員会にご確認ください。

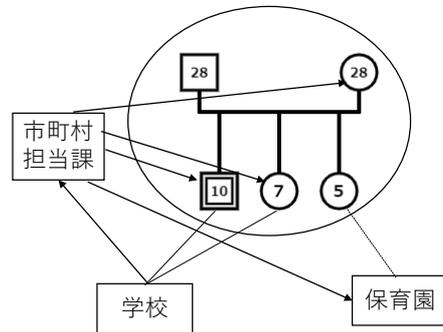
今回の模擬事例では、市の虐待対応担当課へ通告し、通告したことを市の教育委員会に連絡しました。通告を受けた担当課は、安全確認、情報収集・調査をします。

虐待対応担当課は子どもの安全確認・情報収集・調査

通告前



通告後



学校が通告すると、虐待対応担当課は子どもの安全確認・情報収集・調査を行います。

虐待対応担当課は、10歳の兄、7歳の妹と面談し、安全確認と家庭状況の聴き取りをしました。

5歳の妹については、担当課が保育園に電話を入れ、登園して無事であることを確認しました。

その後、保育園に担当者が出向き、妹と面談し、迎えに来た母とも話をしました。

通告前と通告後のジェノグラムを比較すると、通告前は学校と保育園だけで地域はあまりこの家族を見ていませんが、通告後は市町村の担当課が動くようになったことが分かります。

虐待対応担当課は援助方針を決定

①虐待事実確認

父親から子どもたちへの心理的虐待
父親、母親のネグレクト
加えて、長男・長女はヤングケアラー

②養育環境アセスメント

子どもたちの安全は確認され、命・身体に関わる危険性はない
母親は、疲弊しているが、養育には前向き
支援があれば、生活課題は改善できると思われる

③援助方針

担当課の合議で、児童は一時保護とはならず**要保護児童対策地域協議会**
(要対協)管理のもと、**在宅での支援**となった。

子ども3人への聴き取り、および母親への聴き取り調査に加え、市は納税状況、保育料などから経済状況を把握しました。これらの調査の結果虐待の事実として

- ・精神状態が悪化している父親から子どもたちへの暴言による心理的虐待
- ・家事育児ができない父親、収入のために仕事を増やしてしまい、家事育児ができない状況となった母親のネグレクト
- ・両親が家事育児ができない状況から、長男・長女はヤングケアラー化しつつある現状が確認されました。

これらの状況から養育環境は

- ・子どもたちの安全は確認され、いますぐ、命・身体に関わる危険性はない
- ・母親は、疲弊しているが、養育には前向きであり、支援を求めている
- ・支援があれば、生活課題は改善できると思われるとアセスメントされました。

以上のことから、この家庭への援助方針として、

担当課の会議による決定で、児童は一時保護とはならず在宅での支援となりました。

そして、この家庭は、要保護児童対策地域協議会(要対協)の見守り対象となり、保育園、小学校等地域で見守ることになりました。

要保護児童対策地域協議会(要対協)

子どもを守る地域ネットワーク

目的は、関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していく

児童福祉法で守秘義務が課せられる＝参加した機関で情報共有できる

在宅での支援

家族の抱える課題に対しての直接支援



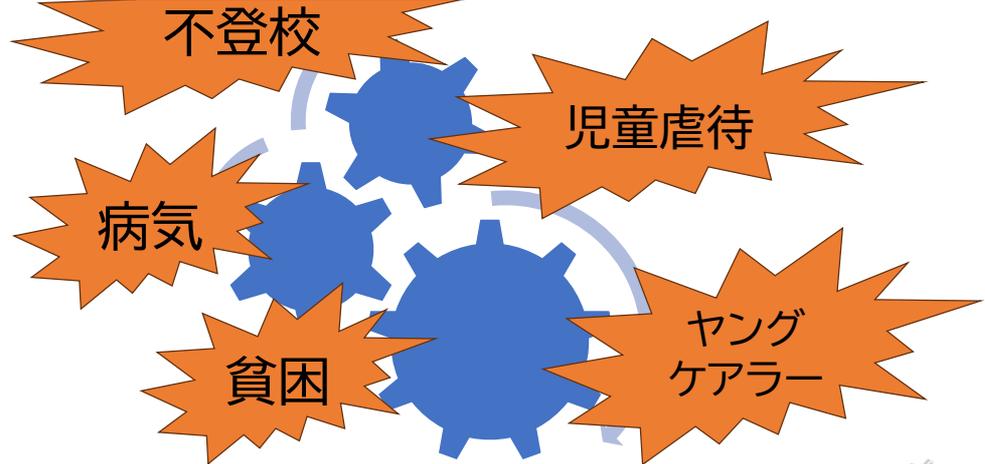
援助方針として提示された要対協管理のもとでの在宅支援をもう少し具体的に説明します。

要対協は、児童福祉法に基づき自治体に設置された子どもを守る地域のネットワークです。

参加機関は、自治体で決められており、守秘義務が課せられているので、参加機関では情報共有ができ、かつ、専門機関と繋がりがやすくなります。各市町村教育委員会もメンバーに入っているはずです。

在宅での支援は、具体的な家族それぞれの課題に対する支援です。

家族の歯車がかみ合わなくなっている



学校だけではどうしようもない課題⇒「ネットワーク型支援」

模擬事例の家族の状況を見てみると、父は職場の経営悪化をきっかけにうつ病を発症し、収入が激減し家庭は貧困の状況に陥ります。

母は、この状況に対処しようとパートを増やしますが、十分な収入を得ることは難しく、疲弊していきます。

父のうつ、母の仕事の疲れと家事育児のストレスから、父母による児童虐待の状況が発生します。

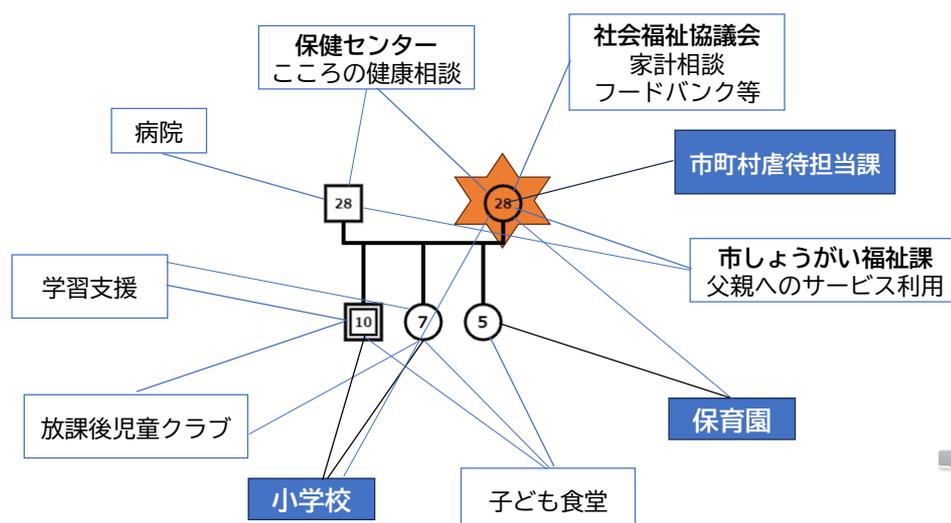
このような家庭の危機により、兄と上の妹は、家事育児を行うヤングケアラーの状況に陥り、不登校の問題が出ています。

家族の歯車がかみ合わなくなっている状況です。

このように子どもの不登校の背景には、家族の抱える課題が複雑にからみあっています。

学校だけではどうしようもない課題があるからこそ、学校だけではなく、地域の機関と連携し支援していく、ネットワーク型支援が求められるのです。

在宅支援①地域の社会資源と繋がる



模擬事例では、市町村虐待担当課は、収集した情報から家族それぞれの課題を整理しました。そのなかで、この家族のキーパーソンは母親と考え、母親の抱える課題に対する支援を考えていきました。

まず、家計の課題については、社会福祉協議会につなぎ、家計相談を受けてもらい、フードバンクを利用して食材の補助を受けてもらいました。

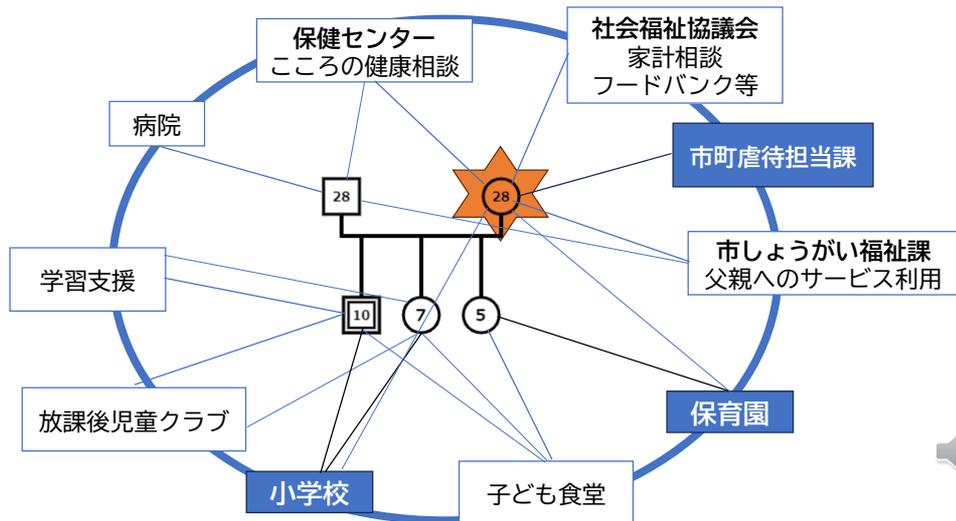
また、自宅療養中の父親については保健センターの心の健康相談で家族の対応について相談してもらいました。

保健センターは、要保護児童の事案として父親の通院先に家庭状況を伝え、病院から父親に通院と服薬指導がされ、治療期間が長いことから精神保健福祉手帳の取得や福祉サービスの利用を促し、市の障がい福祉課に繋がりました。

子ども達は、子ども食堂により食事の提供と息抜きの場としての支援と見守り、小学生の兄と妹は放課後児童クラブでの学習の場や友人と遊ぶ場所と時間の保障、また貧困対策としての学習支援の場につなげました。

このように、学校から通告したことで、地域がこの家族の存在を知り、関係機関がそれぞれの専門性を生かすことで地域の社会資源とつながる可能性が広がります。

在宅支援②ネットワークで見守り



さらに、市町村虐待担当課が中心となって、関係する機関が家族の情報を共有し見守る体制ができることで、子どもたちの生活の安心・安全・安定は守られます。もちろん、学校は、この見守り体制の大切な一員です。

虐待通告は支援は終わりではなく、
支援のはじまりです。

では、学校では
どんなことができるでしょうか。



ここまで、虐待事例で学校内の連携と学校外の関係機関との連携を考えてきました。

虐待通告は支援の終わりではなく、支援の始まりです。

関係機関の役割は、前のスライドで説明しました。それでは、学校は、どんなことができるでしょうか。

最後に、学校ができることをみなさんと考えて行きましょう。

ワーク② 学校でできること

在宅支援になった兄と妹に、小学校でできることを考えてみましょう
以下のテーマで自由に記述してください

- ・子どもとの関わり方
- ・学習保障
- ・学校としての見守り体制

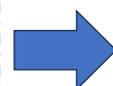
※ここで、動画を一時停止してワークシート2を完成させてください。
ワークシート2が完成したら、動画を再生し次に進んでください。

それでは、模擬事例について学校でできることを考えるワーク2に取り組みます。

在宅支援になった兄と妹に、小学校でできることを考えてみましょう。
子どもとの関わり方、学習保障、学校としての見守り体制の3点について、ワークシート2に自由に記述してください。
ここで、動画を一時停止し、ワークシート2が完成したら、動画を再生し次に進んでください。
グループで受講されている方は、一時停止し、ワークシート2が完成したら意見交換をしてから、動画を再生し次に進んでください。

ワーク②ポイント

- 子どもとの関わり方
『子ども真ん中』子どもの話を聴いて対応する
丁寧な対話でエンパワメントする
SC・SSWの専門性をいかす
- 学習保障
担任を中心に校内でどう関わっていくか
外部の学習支援機関との連携
- 学校としての見守り体制
ケースを理解して、気づきのアンテナを高くする
情報を速やかに収集・共有、判断するシステム
SC・SSWの専門性をいかす



チームで対応



ここでは、各テーマのポイントのみ説明します。

子どもとの関わりについて

まず、子ども真ん中を意識して、子どもの話を聴いてください。何があったのか、どんな思いをいだいているのか、どうしたいのか。

同じ事象でも大人の見える景色と子どもの見える景色は違います。そして丁寧な対話を心掛けてください。

子どものペースで、子どもの言葉に寄り添うことで、子ども達は安心します。時に勇気づけられます。

SC,SSWは、相談を受ける専門家です。子どもたちはもちろんですが、先生方が子どもとの関わりの相談をされることもお勧めします。

ワーク②は、いろいろな案が出されたと思います。学校では、考えられるいろいろな案を参考に、より子どものためになって、より実現可能な支援策がケース会議で決められるといいと思います。

学習保障は、学校にしかできないことも多くあります。

学習の進捗状況を確認し、子どもの力に合わせた補充をどうするか。担任一人では負担が大きいのので、学校としてどうしていくか。

そして、学校での限界をどうカバーするかと言うときは、地域のネットワークを活かせるといいでしょう。例えば、地域には、学習支援をしている機関が、公的なものだけでなく、多様に存在しています。

そうした社会資源と連携することをSSWに相談したり、SSWがいないときは、虐待担当課に相談することもできると思います。

学校としての見守り体制は、関係する教職員がケースを理解して、気づきのアンテナを高くすることで早期対応が可能になります。

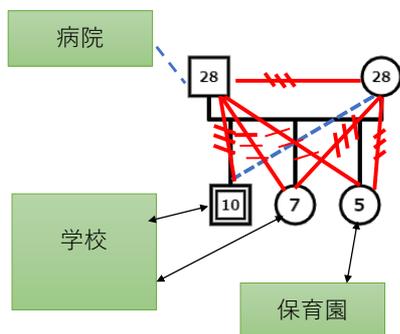
また、学校内のチームを再確認し、速やかに対応できるシステム、さらには、それを学校の体制として位置付けることができれば、他の児童も守れます。そうなれば、SC,SSWの専門性もいかされます。

こうした支援は、一人の教員ではできません。複数の教職員がチームとなって対応し、対応するプロセスで、よりチーム力は高まります。

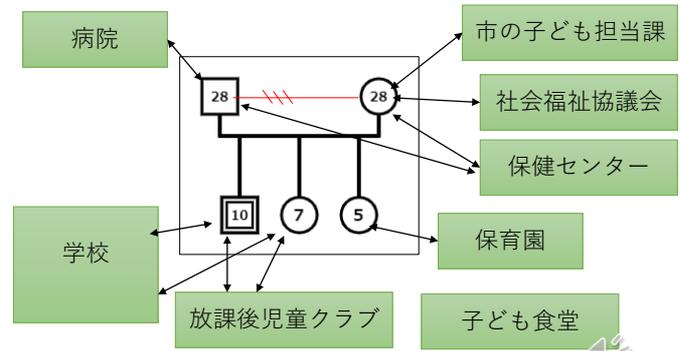
さらに、それがモデルとなって、他のケースでも対応できる力にもなります。

ネットワーク型支援による変化

支援開始前のエコマップ



支援開始後のエコマップ



改めてネットワーク型支援を振り返ってみましょう。模擬事例に戻ります。

支援開始前のエコマップと支援開始後のエコマップを見比べてみます。
支援開始前は、支援機関も少なく、家庭内のストレス状況が強い状態でした。

支援開始後のエコマップでは、家庭内のストレスは残ってはいるものの多くの支援機関が家族とつながり、それぞれの社会資源がネットワークとなって情報を共有しつつこの家族を見守ることになったのでした。
虐待問題以外でも困難課題対応的生徒指導の時には、ネットワーク型支援を念頭に入れて活用しましょう。

これで模擬事例編は終わりです

次は解説編です。

すでにお手元にある資料をもとにご視聴ください。



これで模擬事例編は終わりです。
次は、解説編です。

すでにお手元にある資料をもとに、ご視聴ください。